

姻族関係終了届と同族株主の判定

1. 姻族関係終了届とは

夫婦が離婚すると姻族関係は自動的に終了します。しかし、夫婦の一方が死亡しても、遺された配偶者と死亡者の親族との姻族関係は終了しません。遺された配偶者が死別後「姻族関係終了届」を、届出人の本籍地または所在地のいずれかの市区町村役場に提出すれば、届けた日からその姻族関係を終了させることができます。

戸籍謄本、あるいは除籍謄本の身分事項欄の記載例
 <姻族関係終了の場合：夫が亡妻と同籍しているとき>
 (縦書き戸籍の記載例)
 平成〇〇年〇月〇日妻〇〇の親族との姻族関係終了届出
 (コンピューター戸籍の記載例)
 【死亡配偶者の親族との姻族関係終了日】平成〇〇年〇月〇日
 【死亡配偶者氏名】 〇〇〇〇

父母と長男の家族(妻とその子)が同居していて、父が所有していた居住用不動産を長男が相続したが、長男が先に亡くなった場合には、その居住用不動産は、長男の妻と子に相続権があり、母には相続権がないことになります。そして、妻は姻族関係終了届を提出すると義母(長男の母)に対する扶養義務が消滅します。さらに、相続した居住用不動産を譲渡して、妻とその子が妻の親元に帰るといことになると、義母は住む所も失うことになります。そのようなことにならないためにも、遺産分割協議では、配偶者居住権(既報No.069参照)を母が相続しておくことが大切です。

2. 取引相場のない会社の株式等の相続税評価額

取引相場のない会社の株主にとっては、同族株主のうち夫婦の一方が死亡している株主がいる場合には、姻族関係終了届の提出の有無によって、同族株主の判定に大きな影響を与えます。

【設例】

1. 親族関係

- (1) 父の家族 父には子(甲)が一人いる。母は平成30年に死亡した。
- (2) 母の弟の家族 弟は、子(乙)のみが相続人である。

2. A社(発行済株式数100株)の株主の状況

- ケース1: 父 90株、母の弟 10株
- ケース2: 父 70株、甲 20株、母の弟 10株

3. 母の弟の死亡 平成31年4月に死亡し、乙がA社株式10株を相続した。

4. 同族株主の判定(判定者: 乙)

相続開始前の株主	ケース1 父と母の弟が株主		ケース2 父・甲及び母の弟が株主	
姻族関係終了届	届出あり	届出なし	届出あり	届出なし
同族株主の判定	同族株主以外の株主	同族株主	同族株主	同族株主

乙が同族株主に該当するか否かについては、以下のようになります。

① 父と弟が株主の場合(ケース1の場合)

姻族関係終了届が提出されている場合には、父から判定すると、弟は姻族ではないことから乙は同族株主以外の株主に該当します。また、乙から判定しても同様に父は姻族に該当しないことから同族株主以外の株主に該当します。しかし、姻族関係終了届が提出されていないと、父と乙は姻族関係にあり、父から判定すると乙は三親等の姻族に該当するため、乙は同族株主と判定されます。

② 父・甲及び弟が株主の場合(ケース2の場合)

姻族関係終了届が提出されていた場合、父から判定すると乙は姻族関係にはありませんので、同族株主以外の株主になります。しかし、甲から判定すると乙は3親等の血族に当たるため乙は同族株主となります。この場合には、姻族関係終了届の有無によって乙の同族株主であるか否かの判定は異なりません。

同族株主に該当するか否かは、乙から判定するだけでなく、株主の1人とその同族関係者のグループで判定しますので、父から、甲から、そして乙のそれぞれの株主から判定することとされています。(文責: 山本和義)